

公益財団法人全国商業高等学校協会 主催

## ビジネスコミュニケーション検定試験規則

(平成 25 年 2 月, 平成 26 年 2 月, 平成 27 年 2 月, 令和 3 年 2 月, 6 年 2 月改定・令和 6 年 4 月施行)

- 第 1 条 公益財団法人全国商業高等学校協会は、ビジネスマナーおよびコミュニケーションに関する知識および能力を検定する。
- 第 2 条 検定は筆記試験によって行う。
- 第 3 条 検定は 1 種類とし、級の区別を設けない。
- 第 4 条 検定試験は全国一斉に同一問題で実施する。
- 第 5 条 検定試験は年 1 回実施する。
- 第 6 条 検定試験の出題範囲は別に定める。
- 第 7 条 検定に合格するためには、次の成績を得なければならない。

| 試験名  | 合格基準            |
|------|-----------------|
| 筆記試験 | 100 点満点で、70 点以上 |

- 第 8 条 検定に合格した者には、合格証書を授与する。
- 第 9 条 前条による合格証書は、次の様式による。

### 様式

|  |
|--|
| <p>第 号</p> <p>合格証書</p> <p>氏名</p> <p>年 月 日生</p> <p>本協会主催 第 回ビジネスコミュニケーション検定試験に合格したことを証します</p> <p>年 月 日</p> <p>公益財団法人全国商業高等学校協会</p> <p>理事長 氏 名 ㊞</p> |
|--|

- 第 10 条 検定試験志願者は、所定の申込手続きを行い、受験料を本協会に納めなければならない。
- 第 11 条 試験委員は高等学校その他の関係職員がこれに当たる。

## ビジネスコミュニケーション検定試験施行細則

- 第 1 条 受験票は本協会で作成する。受験票は試験当日持参しなければならない。
- 第 2 条 検定試験規則第 5 条による試験日は、毎年 12 月の第 3 日曜日とする。
- 第 3 条 筆記試験の制限時間は 40 分とする。
- 第 4 条 受験料は、1,300 円とする。(消費税を含む)
- 第 5 条 試験会場では試験委員の指示に従わなければならない。
- 第 6 条 合格発表は試験施行後 1 か月以内に行う。その日時は試験当日までに発表する。